

札所寺院の史跡指定に係る崇徳天皇（天皇寺・白峰宮）詳細調査業務仕様書

1 業務名 札所寺院の史跡指定に係る崇徳天皇（天皇寺・白峰宮）詳細調査業務

2 委託期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）

3 実施場所 天皇寺及び白峰宮等（坂出市西庄町）

4 調査対象

対象寺院が所有する建造物、石造物、美術工芸品（彫刻・絵画・工芸品等）、古文書・古記録（棟札等を含む）、聖教（経典等）、民俗資料（版木、位牌等）などの文化財のうち、委託者が指定するもの

5 業務内容

対象とする文化財について、各分野の専門的見地に基づく調査を行い、写真撮影や図面作成等を行う。調査に基づいて、文化財の分野別に、名称、員数、構造形式・品質形状・材質等、法量、作者、時代、銘文、所在場所、備考等の情報を含む一覧表を作成し、他分野の調査成果等を踏まえて、分野別の文化財概要や主だった文化財等についての所見を作成する。

文化財の区分と、上記に補足する内容等は以下のとおりである。

ア 建造物 : 平面図の作成、所在図の作成、修理・改造過程等の把握

イ 石造物 : 委託者が指定するものについて実測図の作成、所在図の作成

ウ 美術工芸品（彫刻、絵画、工芸品）

: 銘文等は翻刻、委託者が指定する書画の文字の翻刻

エ 古文書・古記録（古文書・古記録、木札資料〔棟札・祈禱札等〕）

: 委託者が指定するものについては本文の翻刻、法量計測等を含む

オ 聖教 : 卷子の場合は原則として巻頭・巻末の記録

版本類は箱ごとに内容を一覧化し、全体の概要所見を記す

委託者が指定するものについては本文の翻刻、法量計測等を含む

カ 民俗資料（版木、位牌等）

: 銘文等は翻刻、版木については拓本を採取

*所在図の作成にあたり、対象寺院境内の実測図データは提供可能

*翻刻は、原則として委託者が示す凡例に従って行う

*詳細は既刊の「四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告書」、ならびに「四国八十八ヶ所霊場第八十五番札所 八栗寺調査報告書（第一分冊）」を参考とする。

6 中間検査

委託期間において、委託者は確認のため検査及び必要な事項の指示をすることができる。

7 成果品

原稿・写真・図面等の出力紙とデジタルデータで提出

- ・所見 …Word、横書、46字×38行で作成
 - ・翻刻 …Word 縦書 ※銘文等は原則として一覧表に横書
 - ・一覧表 …Excel、横書
 - ・写真 …JPEG（委託者が指示するものについては TIF での提出もある）
 - ・図面（石造物等実測図） …実測図・トレース図（原本）、トレース図 JPEG、1点ごとに
 - ・図面（所在図等） …JPEG、PDF
 - ・図面（建造物平面図等） …JPEG、PDF、DXF（キャドソフト）
 - ・調査概要報告 …Word、横書、A4紙1枚程度（分野別の調査概要を写真を添えて報告）
- 上記を原則とするが、場合により委託者が個別に指示することもある。

8 検査

委託者が検査した後、業務に不備があった場合は、受託者は速やかにその調査について再作業を行い、最終検査に合格したものを成果品とする。

9 特記事項等

受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

- （1）本委託業務の関係資料は、委託者と受託者の双方が所蔵する権利を有する。その利用は、委託者は任意で行えるものとし、受託者は委託者および対象寺院（原資料所蔵者）の許可を得て行うことができるものとする。
- （2）契約締結後に業務工程表を作成し、提出すること。
- （3）本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、その都度委託者と協議すること。

担当： 香川県政策部文化芸術局文化振興課
世界遺産・日本遺産等推進グループ 信里、芳澤
電話： 087-832-3783